

最近の外為法をめぐる状況等について

令和4年6月10日

財務省国際局

1. 外為法改正について

2. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について

3. 直近の対内直接投資等に関する事前届出実績について

ウクライナ情勢をめぐる我が国の制裁措置

➤ G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシア及びベラルーシに対して下記の措置を実施（6月7日時点）。

金融分野における措置

- | | |
|---|---------------------|
| 1. ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等の禁止 | (2月23日公表、2月26日閣議了解) |
| 2. 我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行について、より償還期間の短い証券（30日超）を、禁止対象に追加
(注) 従前の禁止対象は償還期間が90日超の証券 | (2月23日公表、2月26日閣議了解) |
| 3. ロシアの3金融機関を対象とした資産凍結
Bank Rossiya | (2月25日公表、2月26日閣議了解) |
| 開発対外経済銀行（VEB）、Promsvyazbank | (2月25日公表、3月1日閣議了解) |
| 4. ロシア中央銀行を対象とする制裁措置 | (2月28日公表、3月1日閣議了解) |
| 5. ロシアの4金融機関を対象とした資産凍結
VTB、Bank Otkritie、Sovcombank、Novicombank | (3月3日公表、3月3日閣議了解) |
| 6. ベラルーシの3金融機関を対象とした資産凍結
Belagroprombank、Bank Dabrabyt、Development Bank of the Republic of Belarus | (3月11日公表、3月11日閣議了解) |
| 7. 暗号資産交換業者に対し制裁対象取引への注意、モニタリング強化等を要請 | (3月14日要請文発出) |
| 8. ロシアの2金融機関を対象とした資産凍結
Sberbank、Alfa-bank | (4月8日公表、4月12日閣議了解) |
| 9. ロシア向けの新規の対外直接投資の禁止 | (4月8日公表、4月12日閣議了解) |
| 10. 外国為替及び外国貿易法の一部改正（暗号資産に係る制裁の実効性強化） | (4月20日公布、5月10日施行) |
| 11. ロシアの2金融機関及びベラルーシの1金融機関を対象とした資産凍結措置
Credit Bank of Moscow、Russian Agricultural Bank、Belinvestbank | (6月7日公表、6月7日閣議了解) |

個人・団体に対する資産凍結措置

1. ロシア関係者：計694名の個人及び37の団体
※ オリガルヒ関係者、「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」関係者等を含む
2. ベラルーシ関係者：計19名の個人及び12の団体

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の概要

背景

- 我が国は、ロシアのウクライナ侵略を受け、G7をはじめとする国際社会と緊密に連携し、ロシア・ベラルーシの個人・団体に対する累次の金融制裁措置を実施。
- 国際社会による金融制裁が強化される中、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずる必要。

改正前

- 制裁対象者への暗号資産の移転は規制対象となっているが、**制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転**する取引は**規制対象外**。
- 銀行等と異なり、**暗号資産交換業者には**、制裁対象者に係る移転でないことを**事前に確認する義務はない**。

改正後

- **制裁対象者から第三者へ暗号資産を移転**する取引等も**規制対象に追加**。
- 銀行等と同様に、**暗号資産交換業者に対し**、制裁対象者に係る移転でないことを**事前に確認する義務を賦課**。

(公布日) 令和4年4月20日

(施行日) 令和4年5月10日 (公布日から起算して20日経過した日)

(参考) 我が国の制裁措置に係る告示改正及び外為法令の改正について

- ロシア・ベラルーシの個人・団体に対して我が国が実施した金融制裁措置に係る告示改正及び外為法令の改正の詳細については、以下、財務省HPに掲載。

我が国の制裁措置に係る告示改正について

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/ukraine_info.html

外国為替及び外国貿易法及び外国為替令の改正について

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20220509.html

1. 外為法改正について

2. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について

3. 直近の事前届出実績について

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」の策定について

FATF対日審査（令和3年8月公表）での指摘事項

- 日本はリスク評価に基づき、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に焦点を当てた「国の政策」（National Policy）がない。「国の政策」を策定する省庁間会議体を指定し、「国の政策」において、目的・活動、戦略的に優先すべき事項を明確化すること。
- 暴力団、金密輸、薬物対策等に関する政策は、犯罪対策に焦点を当てたものでありマネロン対策に焦点を当てていない。
- 国連決議に基づく金融制裁の実施を超える明確なテロ資金供与対策の政策はほとんどない。



政府の対応

- 2021年8月に関係省庁で構成する「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、
- 2024年春までに取り組むべき「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表。
⇒ 「行動計画」において、以下を2022年春までに取り組むべき事項として規定
 - 1.(3) 「刷新された犯罪収益移転危険度調査書に基づき、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る『国の政策』を策定する。」



5月19日、「政策会議」において「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定・公表。

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」の概要①

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（注）の意義

マネロン・テロ資金供与・拡散金融の脅威

- 不正な資金の流れを放置すると、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、健全な経済活動に重大な悪影響を与えるおそれ。大量破壊兵器の拡散活動を助長することは、我が国や国際社会にとって大きな脅威。
- 経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を超える取引がより容易になっている。

（注）拡散金融とは、「大量破壊兵器の開発、保有、輸出等に対する資金供与」のことをいう。



対策の意義、必要性

- 不正な資金の移転は、脆弱な規制や不十分な対策の隙について行われることから、FATFの多国間枠組みを通じ、国際社会が協調し、対策の実効性を向上させる必要。
- 世界有数の金融セクターを有する我が国が対策を強化することは国際的にも意義は大きく、組織的な犯罪やテロリズム等の脅威に対し、金融面からの取組を強化することは重要。



我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化により、以下の3項目の実現に寄与。

- **国民の安全・安心の確保**
- **経済活動の健全な発展**
- **「開かれた国際金融センター」の実現**

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」の概要②

我が国を取り巻くリスク

→ 特定したリスクに応じ、戦略・方針を策定

我が国におけるリスク

我が国の環境	<ul style="list-style-type: none"> 北東アジアに位置する島国 世界経済の中で重要な地位、世界有数の国際金融センター
マネロン事犯の主体	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団、特殊詐欺犯行グループ、来日外国人犯罪グループ
高リスクな取引形態	<ul style="list-style-type: none"> 非対面取引、現金取引、外国との取引
高リスクな国・地域	<ul style="list-style-type: none"> イラン、北朝鮮
高リスクな顧客属性	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力（暴力団等） 国際テロリスト 非居住者 外国の重要な公的地位を有する者 実質的支配者が不透明な法人等
相対的に高リスクの商品・サービス	<ul style="list-style-type: none"> 預金取扱金融機関が取り扱う商品等 資金移動サービス 暗号資産取引
その他の商品・サービス	<p>保険、投資、信託、金銭貸付け、外貨両替、ファイナンス、クレジットカード、不動産、宝石・貴金属、郵便物受取サービス、電話受付代行、電話転送サービス、法律・会計関係サービス</p>

国際情勢をめぐるリスク、国際的な課題

国際テロ、テロ資金供与	<ul style="list-style-type: none"> 国際テロ組織によるソーシャルメディアや暗号資産等を利用した資金調達 テロのリスクが低い国でも、テロ資金の収集・貯蔵に利用されるリスク 合法的企業やNPOを悪用した資金調達
拡散金融	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮サイバー攻撃による暗号資産の違法取得 「瀬取り」等による制裁回避
経済制裁等	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産を通じた制裁違反・回避
環境犯罪	<ul style="list-style-type: none"> 野生動植物の違法取引や悪質な廃棄物投棄等を前提犯罪とするマネロン
G20/G7、FATFで取り上げられている課題	<ul style="list-style-type: none"> 新たな技術（暗号資産、ステーブルコイン） 法人等を悪用したマネロン等 財産回復のキャパシティ強化

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」の概要③

取り組むべき4つの柱

我が国を取り巻くリスクを低減し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を①～④の柱に基づき強化していく。

<p>① リスクベース・アプローチの徹底</p>	<ul style="list-style-type: none">● 変化するリスクを適時的確に分析・把握し、我が国のマネロン等対策や、マネロン等対策の義務を負っている金融機関、暗号資産交換業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者等の取組をリスクに応じて強化する。● 拡散金融対策について、国連安保理決議等に基づく制裁措置の違反、不履行、潜脱のリスクを分析・把握し、そのリスク低減措置を講じるプロセスを確立する。
<p>② 新技術への速やかな対応</p>	<ul style="list-style-type: none">● 暗号資産等の新たな技術の普及に伴い、顕在化するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを的確に把握し対応する。● デジタル・トランスフォーメーションの進展を捉え、当局や金融機関等による対策の実効性や効率性の向上を進める。
<p>③ 国際的な協調・連携の強化</p>	<ul style="list-style-type: none">● 国際機関や諸外国との連携強化、FATFの議論への積極的な参画等を通じ、グローバルなマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への対応を継続・強化していく。● 我が国がマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の「抜け穴」となることのないよう、G7をはじめとする国際社会と緊密に連携し、我が国において必要な対策を講じていく。
<p>④ 関係省庁間や官民の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none">● 「政策会議」を活用し、強力に対策を推進していく。● 各業界団体との連携を強化するとともに、関係する事業者や国民に対するアウトリーチ・広報活動を積極的に実施していく。

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」の概要④

具体的な対策

(1) リスク分析の更なる深化

- 「政策会議」を通じた関係省庁間の連携を一層図り、民間事業者との意見交換や国内外の情報の収集・分析を通じ、**マネロン等に係るリスクの分析を更に深める**。
- 拡散金融のリスク評価を実施**し、資産凍結措置の実効性向上を図る。

(2) 金融機関等の監督の強化等

- 2024年3月末までに**、金融機関等が適切な態勢を整備できるよう、**リスクベースでの検査監督を強化**するための態勢整備を行う。
- マネロン等対策が必要な業態への制度の導入や、**暗号資産交換業者の送金時の通知義務の導入**に向けた措置を講じる。

(3) DNFBPs（特定非金融業者及び職業専門家）の監督の強化等

- すべてのDNFBPsを顧客管理義務の対象**とするために必要な措置を検討・実施する。
- 事業者向けのガイドラインの整備**を行い、リスクベースのモニタリングを行うための体制強化を図る。

(4) 非営利団体の悪用防止

- 非営利団体（NPO）が**テロ資金供与に悪用されないよう**、**リスク評価**を行い、**リスクベースでモニタリング**を実施する。
- 高リスク地域で活動するNPOに対し**、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例に関する**周知**を行う。

(5) 法人及び信託の透明性向上

- 法人の実質的支配者情報の一元的な把握を可能とする枠組み**に関する制度整備に向けた検討を進める。
- 民事信託、外国信託についての実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施する。

(6) 法執行機関による取締り強化

- 暴力団が絡むマネロン等の取締りの徹底**、**外国との取引に着目したマネロン等**対策を推進する。
- マネロン罪の法定刑引上げ**に関する必要な立案作業の推進。
- 犯罪収益のはく奪、財産回復の推進を図る。

(7) 経済制裁の実施強化

- 安保理決議後24時間以内の制裁発動を含め、関係省庁連携の枠組みを強化し、テロや拡散金融に関わる者への**資産凍結を的確に実施**する。
- 安保理決議に基づく措置の執行強化や**資産凍結措置の範囲の明確化**、所要の法整備について検討・推進。
- 経済制裁の実効性向上に向けた所要の措置を検討・実施する。

(8) 国内外の情勢変化を踏まえた政策の不断の見直し

- リスク評価の変化に応じた「基本方針」の改訂。
- 国際的な議論への対応を速やかに行う（実質的支配者情報の透明性向上、財産回復のキャパシティ向上、デジタル・トランスフォーメーションの活用）。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る広報の促進について

マネロン等対策の特設ページを新設

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/index.html

The screenshot shows the homepage of the special page for anti-money laundering and counter-terrorist financing measures. The page features a navigation menu at the top with categories like 'Policy of the Ministry of Finance', 'About the Ministry of Finance', 'Publicity and Reporting', 'Statistics', and 'Inquiries and Contact'. Below the navigation, there are several icons representing different aspects of the measures: 'Learn about! Money Laundering, Terrorist Financing, and Proliferation Financing Countermeasures', 'Domestic Measures', 'International Measures', and 'Publicity and Linkage for the Benefit of Citizens'. The main content area has a blue background with a globe and stacks of coins. A large white box contains the text: '知ってる? マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策' (Do you know? Money Laundering, Terrorist Financing, and Proliferation Financing Countermeasures). Below this, it asks '「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」という耳慣れない言葉。難しそう? 怖そう? 自分には関係ない?' (The words 'Money Laundering, Terrorist Financing, and Proliferation Financing Countermeasures' are unfamiliar. Difficult? Scary? Not related to me?) and lists examples of measures: '取引時の本人確認、送金や引落額の制限、入出国時の申告・・・' (Customer verification at the time of transactions, limits on remittance and debit amounts, declarations at entry and exit, etc.). It concludes with 'そんな普段の行動が、あなたの安全・安心なくらしとお金を守ります。' (Such everyday actions protect your safety, peace of mind, and money). At the bottom, there is a '新着情報' (What's New) section with a world map background, listing three recent updates: '令和4年3月25日 FATF (金融活動作業部会) 声明が公表されました' (March 25, 2022: FATF (Financial Action Task Force) statement published), '令和3年8月31日 FATF (金融活動作業部会) 対日相互審査報告書が公表されました' (August 31, 2021: FATF (Financial Action Task Force) mutual evaluation report on Japan published), and '令和3年8月30日 マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画が公表されました' (August 30, 2021: Action plan for anti-money laundering, counter-terrorist financing, and counter-proliferation financing published).

1. 外為法改正について

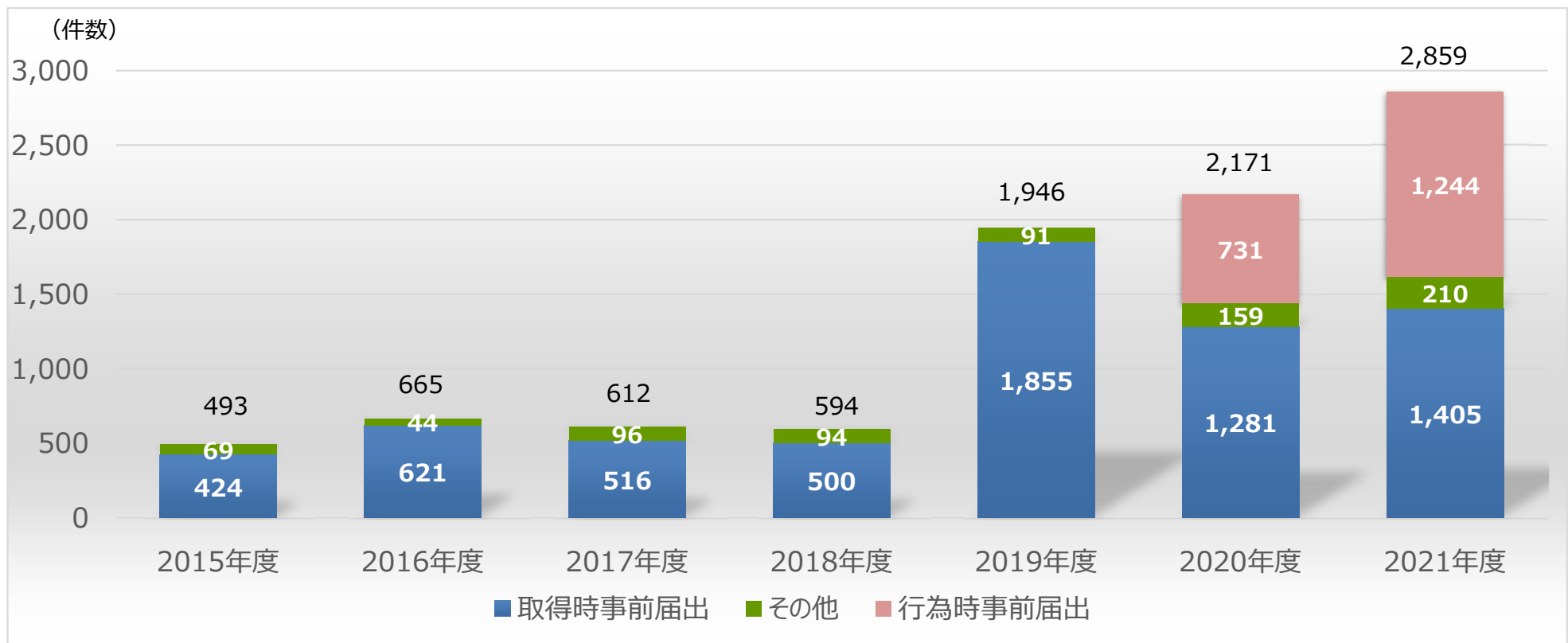
2. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について

3. 直近の対内直接投資等に関する事前届出実績について

事前届出件数の推移

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正（2020年6月完全適用）により、上場会社の株式取得に係る事前届出の閾値を引き下げる（10%→1%）とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に事前届出（行為時事前届出）を導入し、事前届出の対象を拡大。他方、事前届出免除制度を導入した。
- 2021年度の届出件数は以下の通り。

（注）2020年6月に改正外為法完全適用のため、2020年度との単純比較はできない。

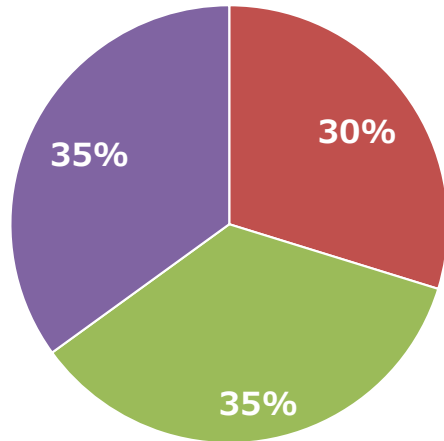


（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

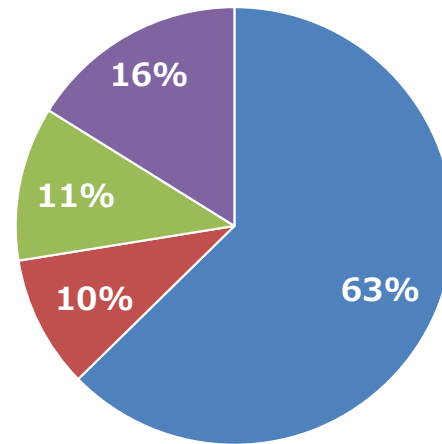
業種別の事前届出割合

- 2021年度は、2019年8月に指定業種に追加されたサイバーセキュリティ関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）が54%を占めている。

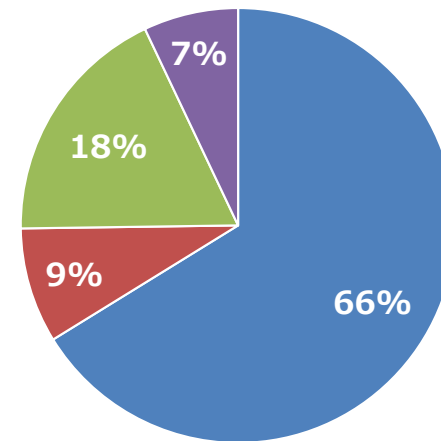
2018年度



2019年度



2020年度



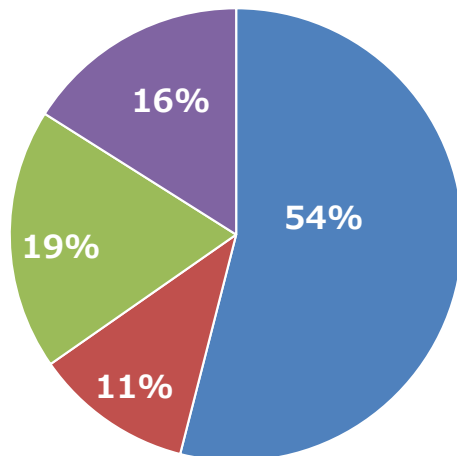
サイバーセキュリティ関連

武器・航空機・原子力・宇宙関連等

インフラ関連

その他

2021年度



(参考) 外為法上の指定業種の概要

- | | |
|------------------|--------------------|
| ➤ サイバーセキュリティ関連 | ➤ 石油業 |
| ➤ 武器 | ➤ 熱供給業 |
| ➤ 航空機 | ➤ 放送業 |
| ➤ 原子力 | ➤ 旅客運送 |
| ➤ 宇宙関連 | ➤ 警備業 |
| ➤ 軍事転用可能な汎用品の製造業 | ➤ 農林水産業 |
| ➤ 重要鉱物に係る金属鉱業等 | ➤ 皮革関連 |
| ➤ 特定離島港湾施設の建設業等 | ➤ 航空運輸 |
| ➤ 電力業 | ➤ 海運 |
| ➤ ガス業 | ➤ 感染症に対する医薬品に係る製造業 |
| ➤ 通信業 | ➤ 高度管理医療機器に係る製造業 |
| ➤ 上水道 | |
| ➤ 鉄道業 | |
- *2021年11月に追加
- *2020年7月に追加

(注) 2018・2019年度は取得時事前届出の業種別内訳、2020年度・2021年度は全ての事前届出の業種別内訳を示す。

(参考) 業種別の事前届出件数

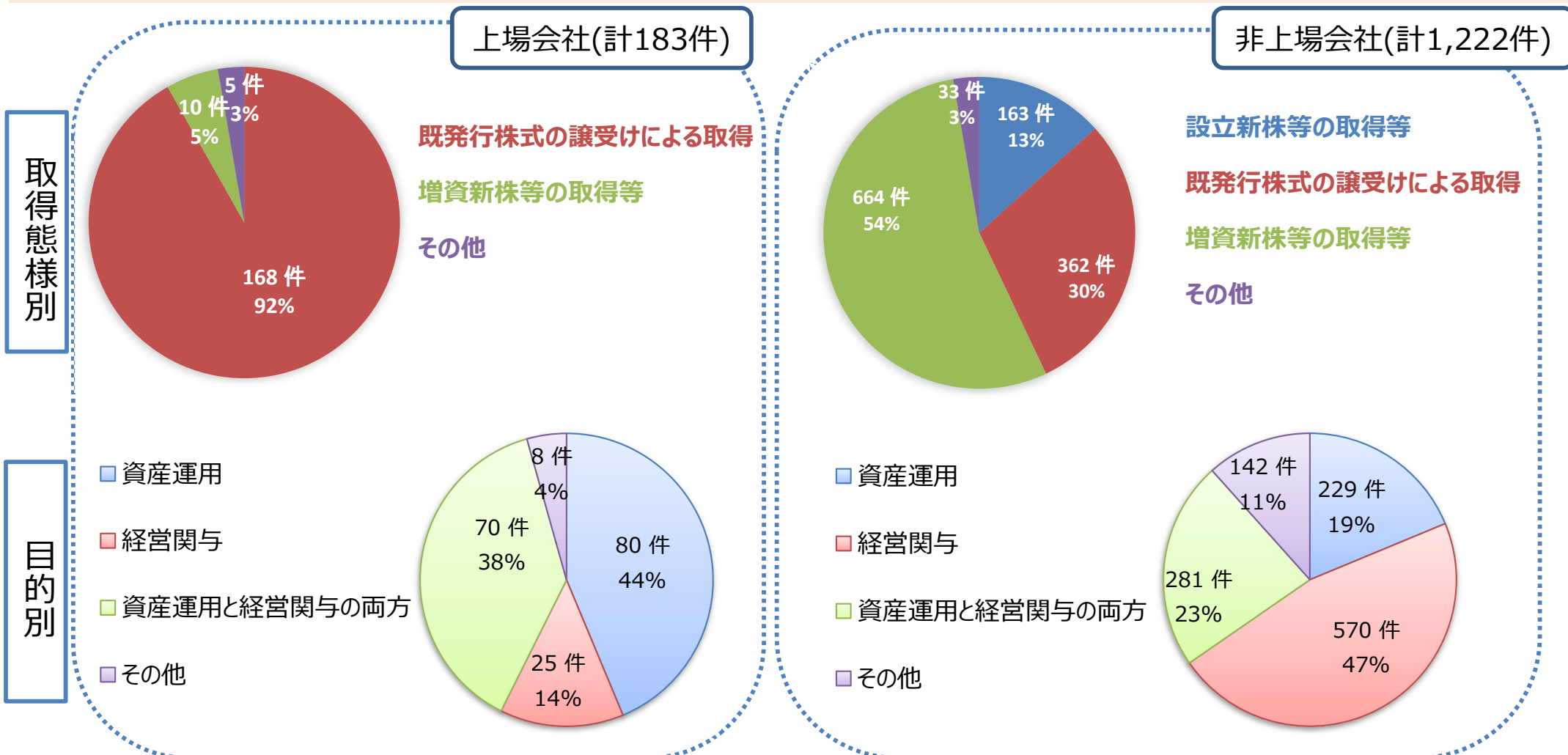
届出対象業種	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度				2021年度			
						株式取得	その他	行為時	合計	株式取得	その他	行為時	合計
武器等の製造業等 (軍事転用可能な汎用品等を含む)	127	149	171	233	188	100	6	59	165	196	10	134	340
航空機の製造業等	0	6	2	19	23	18	0	4	22	11	2	10	23
原子炉・核燃料物質等の製造業等	0	0	2	12	10	2	0	2	4	2	1	3	6
宇宙関連等の製造業等	0	2	3	15	16	12	0	4	16	25	1	9	35
サイバーセキュリティ関連業種	-	-	-	-	1,457	953	56	590	1,599	994	105	863	1,962
金属鉱物に係る金属鉱業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	0	0	4
特定離島港湾施設の建設業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	0	0	4
電力・ガス、熱供給事業	285	437	395	318	235	255	87	44	386	328	96	83	507
情報通信事業	29	17	18	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放送事業	0	0	2	7	2	9	0	2	11	14	0	16	30
上水道業	2	2	5	3	6	1	0	2	3	2	0	0	2
鉄道業	3	1	1	3	2	1	0	0	1	3	1	4	8
旅客運送業	6	23	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生物学的製剤製造業 (医薬品・医療機器を含む)	20	28	14	19	34	27	4	45	76	69	3	72	144
警備業	47	57	44	40	77	12	0	9	21	57	1	27	85
農林水産業	31	64	76	94	96	37	5	11	53	69	0	62	131
石油業	56	61	53	49	46	15	1	22	38	75	2	54	131
皮革製品製造業	19	35	31	10	29	2	0	0	2	0	0	4	4
航空運輸業	20	24	33	31	11	4	1	2	7	2	1	4	7
海運業	21	39	33	36	31	5	0	6	11	49	1	162	212
届出件数	493	665	612	594	1,946	1,281	159	731	2,171	1,405	210	1,244	2,859
業種別件数合計	666	945	892	903	2,263	1,453	160	802	2,415	1,904	224	1,507	3,635

(注1) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

(注2) 2020年度以降については、「株式取得」は株式取得時事前届出件数、「その他」は事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出件数、「行為時」は行為時事前届出件数を示す。

取得態様・目的別の取得時事前届出件数（2021年度）

- 上場会社183件に対し、非上場会社は1,222件となっており届出件数は非上場会社の方が多い。
- 上場会社に係る株式取得の態様は、市場での取得を含む既発行株式の譲受けによる取得が約9割であって最も多いのに対し、非上場会社は、増資新株等の取得等が最も多い。後者は、自ら設立した会社の増資やスタートアップ投資に伴う増資の引受け等が含まれていることがその理由。また、目的別の届出件数について、非上場会社に係る株式取得は、上場会社に比し、経営関与のみを目的とする届出の割合が高い。



(注1) 取得態様別の「その他」は、新株予約権の行使による取得、吸収分割の対価としての取得、自己株式の取得等。

(注2) 目的別の「その他」は、関係会社の設立又は資金調達の支援、国内会社との合併会社の設立等。

国籍別の取得時事前届出件数（2021年度）

- 株式取得は、日本を除けば、上場・非上場ともに米国と英領ケイマンが多い。
- 日本からの届出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に直接・間接に議決権を50%以上保有されている日本の会社が、外国投資家として取り扱われているため。

届出者の国籍別の取得時事前届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	51	350	401
米国	42	227	269
英領ケイマン	16	239	255
シンガポール	17	99	116
香港	2	52	54
英国	8	31	39
台湾	3	30	33
カナダ	16	9	25
韓国	1	21	22
オランダ	2	17	19
ドイツ	4	13	17
英領バージン	3	12	15
中国	0	15	15
サウジアラビア	12	1	13
ルクセンブルク	2	9	11
フランス	0	11	11
スイス	2	7	9
インド	0	9	9
タイ	0	9	9
オーストラリア	2	6	8
ベトナム	0	8	8
英領バミューダ	0	7	7
アイルランド	0	5	5
スウェーデン	0	5	5
イスラエル	0	5	5
その他	0	25	25
合計	183	1,222	1,405

届出者の国籍が「日本」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	28	62	90
米国	10	79	89
シンガポール	0	46	46
英領ケイマン	0	31	31
スペイン	0	16	16
香港	0	14	14
韓国	6	5	11
デンマーク	0	9	9
ドイツ	0	9	9
フランス	0	8	8
オランダ	2	4	6
オーストラリア	0	6	6
スイス	0	6	6
ルクセンブルク	0	6	6
アイルランド	0	6	6
中国	0	4	4
その他	2	10	12
該当なし	3	29	32
合計	51	350	401

届出者の国籍が「英領ケイマン」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社	合計
日本	10	78	88
英領ケイマン	0	83	83
米国	1	38	39
香港	0	15	15
シンガポール	2	9	11
中国	3	3	6
英領バージン	0	2	2
台湾	0	2	2
該当なし	0	9	9
合計	16	239	255

- (注1) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等も「日本」になるのは、子会社が届出者で日本国内に親会社があり、その親会社の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているもの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
- (注2) 届出者の国籍が「日本」で最終親会社等が「該当なし」になるのは、届出者の議決権について、複数の外国法人が合計で50%以上保有しているもの、単独で50%以上保有している外国法人がない場合等。
- (注3) 届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍により分類される。